

京都市訓令甲第26号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表環境政策局の款循環型社会推進部の項まち美化事務所の目中「所長（南部まち美化事務所の所長に限る。）及び」を削り、同款適正処理施設部の項施設管理課の目を削る。

別表行財政局の款総務部の項庁舎管理課の目中

「

警備長 及び副 警備長	午前8時から午後5時まで	1時間15分	一般職員に 同じ
その他 の警備 員			4週間を通 じて8日

を

「

警備業 務に従 事する 職員	午前8時から午後5時まで	1時間15分	一般職員に 同じ
-------------------------	--------------	--------	-------------

に改

め、同項歴史資料館の目を削り、同款税務部の項納税推進課の目中「納税推進課」を「市税事務所納税室」に改める。

別表総合企画局の款情報化推進室の項中

「

交替に	
	午前8時から午後4時45分まで

「

交替に	
	午前8時30分から午後5時15

<p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>午後1時から午後9時45分まで</p>	を	<p>分まで</p> <p>午後1時から午後9時45分まで</p>
--	---	-----------------------------------

に改める。

別表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項に次の1目を加える。

歴史資料館	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
-------	-----	---------	---------	---

別表保健福祉局の款障害保健福祉推進室の項身体障害者リハビリテーションセンターの

目を次のように改める。

地域リハビリテーション推進センター支援施設	看護師、保育士及び福祉施設指導員	<p>交替に</p> <p>午前7時から午後3時45分まで</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p>	<p>1時間。ただし、午前9時までの勤務については、1時間30分</p>	4週間を通じて8日
-----------------------	------------------	---	--------------------------------------	-----------

課		午前11時30分から午後8時 15分まで		
		午後4時から翌日の午前9時まで		

別表保健福祉局の款保健衛生推進室の項生活衛生課の目中「生活衛生課」を「医務衛生課」に改め、同項に次の1目を加える。

動物愛護センター	全員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日
----------	----	---------	---------	-----------

に改める。

別表建設局の款を次のように改める。

建設局	自転車政策推進室	放置自転車等対策業務に従事する職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員に限る。)	交替に 午前8時45分から午後5時30分まで 午後0時15分から午後9時まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
左京区	地域力推	地方公務員法第2	午前10時3分から午後5時15分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ

所	進室	8条の5 第1項に 規定する 短時間勤 務の職を 占める職 員(京都市 職員の勤 務時間, 休 日, 休暇等 に関する 条例第4 条第3項 の規定に より勤務 を要しな い日を設 けられた 者を除く。)		
---	----	---	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において身体障害者リハビリテーションセンターに勤務し、かつ、施行日において地域リハビリテーション推進センター支援施設課に勤務する看護師、保育士及び福祉施設指導員の施行日の勤務に関するこの訓令による改正後の京都市職員の勤務時間等に関する規程別表の規定の適用については、同表保健福祉局の款障害保健福祉推進室の項地域リハビリテーション推進センタ

一支援施設課の目中

交替に	1時間。ただし、午前9時
午前7時から午後3時45分	までの勤務については、1
まで	時間30分
午前8時30分から午後5時	
15分まで	
午前11時30分から午後8	
時15分まで	
午後4時から翌日の午前9時	
まで	

とあるのは、

交替に	1時間。ただし、午後1時
午前7時から午後3時45分	から翌日の午前9時までの
まで	勤務については4時間30
午前8時30分から午後5時	分、午後4時から翌日の午
15分まで	前9時までの勤務について
午前11時30分から午後8	は1時間30分
時15分まで	
午後1時から翌日の午前9時	
まで	
午後4時から翌日の午前9時	

とす

まで	
午後4時30分から翌日の午前1時15分まで	
午前0時30分から午前9時15分まで	

る。

(行財政局人事部給与課)